

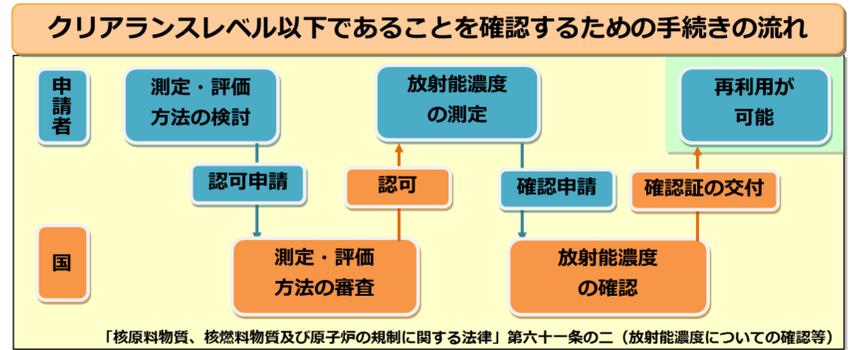
クリアランス金属の再利用について

～循環型社会の実現に向けて～

01 クリアランス制度とは

原子力発電所の放射線管理区域で発生した解体撤去物のうち、放射性物質による汚染がわずか※なものは、国の認定を受けることにより、放射性物質として扱う必要はなく、一般の物として再利用することができます。この**国の認定を受けるルールを「クリアランス制度」**と言います。

※自然放射線の100分の1以下



02 1, 2号機の解体に伴って発生するクリアランス物と取り組み状況

発生想定廃棄物量（1,2号機合計）約45万トン

- 放射性廃棄物でない廃棄物
- 放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物
- 低レベル放射性廃棄物

クリアランス制度の対象となる物
約8万t（17%）

約8万t（17%） 約2万t（4%）



※比率は端数処理の影響により100%になりません。

クリアランスへの取り組み状況

国の認定を受けた物
（クリアランス物）

1,011t
(2023年3月末)

クリアランス物のうち、製品※への加工が完了したもの

※側溝用鉄製の蓋



94t
(2023年3月末)

03 設置の様子および現場状況

